

任意継続被保険者となられる皆さんへ

任意継続被保険者制度の概要は次のとおりですので、ご承知おきください。

1. 被保険者加入期間

任意継続被保険者としての加入期間は、2年間です。

2. 保険料または保険給付の計算基礎となる標準報酬月額

退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額（令和6年度は41万円）のいずれか低い額になります。

3. 保険料率及び保険料

保険料は、加入者の標準報酬月額に保険料率を掛けた額となり、在職中に会社が負担していた分と個人が負担していた分が全額自己負担となります。

各年度の全被保険者の平均標準報酬月額の変動や保険料率の見直しにより、保険料が変更になることがあります。通常、毎年4月に保険料の見直しがあります。

※国保の様に、前年の収入をもとに個々に標準報酬月額の見直しを行うことはありません。

介護保険料に関しては、平成28年4月より「介護保険 特定被保険者制度」を導入しており、40歳未満又は65歳以上の被保険者で、40歳以上65歳未満かつ日本在住の被扶養者を持つ方（特定被保険者）にも介護保険料の負担が発生します。

<令和6年度保険料率>

健康保険料率	一般保険料	86.7 / 1000
	(内訳 基本保険料	47.08/1000、特定保険料 39.62/1000)
	調整保険料	1.3 / 1000
	合計	88.0 / 1000
介護保険料率		17.0 / 1000

4. 保険料の納付

保険料の納付は月払と前納払が選択できます。

月払は当月分を毎月10日（土・日曜、祝日の場合は翌日）迄に納付してください。

前納（半期払、通年払）は、4月から9月および10月から翌年3月迄の各6ヶ月の半期払と、4月から翌年3月迄の12ヶ月の通年払いです。

前納は割引保険料が適用され、保険適用開始月の前月末迄の納付となります。

月払と前納払いずれも、加入時初回の保険料納付日は、上記期日にかかわらず、健康保険組合の指定する期日となります。

<注意事項>

①納付は下記指定口座へ、銀行からの振込みでお願いします。

1※ATM、インターネットバンキングからのお振込みを推奨します。なお、この場合納付書への領収印は受領不要です。

2※ゆうちょ銀行の窓口では、送付する納付書でのお振込手続きはできません。お手数ですが、ゆうちょ銀行備付の手続き用紙を使用するか、ATMにて手続きをお願いします。

振込手数料はご負担願います。なお、保険料の口座振替は行っておりません。

②正当な理由なしに期日迄に納付されない場合は、翌日より資格が喪失となります。

5. 保険給付等

- 1) 任意継続被保険者となった人は、在職中に被保険者であったときと同様の健康保険の各種給付（法定給付及び付加給付等）が受けられます。
但し、傷病手当金、出産手当金や一部保健事業の対象とならないものがあります。
- 2) 健康診断は、一年度に1回（任継満了までに2回）受診できます。
詳細は追ってご案内いたします。
- 3) 保険給付金（現金給付）や補助金等が発生した場合は、任意継続の加入申請時に申出ていただいた指定口座へ振込みます。

6. 任意継続被保険者の資格喪失

次の事由が発生したときには資格が喪失されますので健康保険組合にご連絡ください。
資格喪失後はすみやかに保険証を健康保険組合に返却してください。

- ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。
- ②就職をし、被保険者として保険証の交付を受けたとき。
- ③保険料の納付期日までに保険料を納めなかったとき。
- ④任意継続被保険者が死亡したとき。
- ⑤被保険者から資格喪失を申し出たとき。

7. その他

- 1) 任意継続被保険者は事業主の事業所に所属していませんので、下記事項が生じた時の書類提出や問合せは、直接健康保険組合宛お願いします。
 - ①住所の変更や扶養家族等の異動が生じたとき
 - ②各種届出書や申請書が必要となったとき
 - ③各種不明な点が生じたとき
- 2) 任意継続被保険者になると、被保険者証の記号・番号が変わり、以前の被保険者証は使用できません。切り替え時に医療機関にかかっているときは、その旨を医療機関に申し出て下さい。
また、旧の被保険者証は退職時に事業主経由で健康保険組合に返却願います。
- 3) 令和5年4月1日より健康保険被保険者証管理規定を改定し、被保険者証の紛失・破損等による再交付の場合、原則として手数料を徴収することとなりました。

※手続きの詳細や提出書類の書式等は、当健康保険組合のホームページをご覧ください。

<健康保険組合連絡先>

所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1
丸の内二丁目ビル6階
三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合
電 話 03-6257-0280（代表）
FAX 03-6257-0311